

# 名家連ニュース

令和元年11月15日(金)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.663号

## 厚生労働省◆障害年金不支給の理由記載◆来年4月全面实施

下記の情報は、貴重なものとなります。これまで、とりわけ、内部や精神の障害において、支給停止や不支給になったとしても、「なぜ」の論点がわからなかった、ということは少なくありません。そこが明確だからこそ、その後、不服申し立て、あるいは、支給停止事由消滅届等の対応が可能となります。ぜひ、情報交換をお願いします。以下が、市川（共同通信社）さんからの記事です。シェアなさってください。  
(情報提供者：みんなねっと青木聖久氏/日本福祉大学教授)

病気やけがで障害年金の支給を新規に申請して認められなかったり、更新の際に打ち切られたりした人に対し、厚生労働省が来年4月から全ての通知文書に詳しい理由を記載すると決めたことが10月24日、分かった。これまでは不支給という結論だけで理由を記していなかった。

今年4月に障害年金の支給停止を巡る訴訟の判決が大阪地裁であった。判決は「詳しい理由が示されておらず違法な手続きだ」と指摘し、国側の不備を認めていた。

精神障害や腎疾患といった一部の障害の更新申請などでは、先行して、今年1日以降の判定分から記載している。障害年金を支給するかどうかの判定は日本年金機構が担う。新たな通知では、判定に用いた具体的な基準を示し、不支給の理由を説明する。障害等級が下がり障害年金が減額になった場合も理由を示す。

障害年金は、病気やけがにより一定の障害のある人が受け取る公的年金。1～2級の障害基礎年金と1～3級の障害厚生年金があり、等級によって年金額が異なる。5月時点で、両方を合わせ延べ約240万人（一部の公務員らを除く）が受給している。障害基礎年金で見ると平均月額は1級で約8万2千円、2級で約6万6千円となる。



## ◆ 本来の年金・手帳受給の心得 連載記事の再読を!! ◆

名家連ニュースの「障害年金や手帳障害年金家族の心得シリーズ」588号～609号、613号、618号～620号、632号・636号・643号・659号及び「手帳申請更新の際の留意点」640号・642号・644号・646号で新規申請の不支給決定通知書や更新時の支給停止・級落ちを回避するための手立てを連載してきましたので青木先生の情報と併せてご参照ください。



## 不支給決定通知書について

ホームページ（名家連、名古屋市及び名古屋市精神保健福祉センター等）や医療機関・保健センター等に掲出されている「家族による家族相談」の案内チラシを見て多くの相談（8割が家族会員以外）が寄せられてきます。その中でも、以前申請したが不支給となり諦めている方々が少なくありません。事後重症で再申請できます。不支給通知書が届いたら社会保険労務士の力を借りるようにしましょう。年金の等級判定は医師の診断書でほぼ決まると言っても過言ではありません。

従って、各家族会においては会員の方々に、更新の診断書を依頼する際も家族会に相談し、名家連の面会相談（手帳・年金受給支援）を利用するように周知してください。（文責：家族相談員/堀場）

次号で青木先生の情報を機に「支給決定通知書」「不支給決定通知書」「更新」の取扱いを掲載します